

第2章

全体構想

目次

1	都市づくりの基本理念	39
2	将来都市像	40
2-1	将来都市像（伊豆市の将来のすがた）	40
2-2	将来人口の見通し	41
3	都市づくりの目標	42
4	将来都市構造	44
4-1	将来都市構造の基本的な考え方	44
4-2	将来都市構造	45
5	分野別基本方針	49
5-1	土地利用の基本方針	49
5-2	道路・交通の基本方針	56
5-3	都市環境の基本方針	61
5-4	都市防災の基本方針	66
5-5	都市景観の基本方針	71

1 | 都市づくりの基本理念

第1次伊豆市総合計画の「まちづくりの目標（＝将来像）」の実現に向けて、第1章で整理した「伊豆市のまちづくりの課題」を踏まえ、伊豆市都市計画マスタープランにおいて最も基本となる考え方を、「都市づくりの基本理念」として設定します。

都市づくりの基本理念

豊かな“財産”を活かした 魅力・活力あふれる まちの創造と継承

伊豆市の最上位計画である第2次伊豆市総合計画改定版（基本構想）では、伊豆市の将来像として、「自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた「伊豆半島の新機軸（クロスロード）」・伊豆市」とし、ネットワーク型コンパクトタウン、風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市、地域への愛着や誇りを基調とした多様な主体による協働と連携を目指すまちのイメージとしています。

本市には、天城山系や達磨山山系の山並みやそれらに源を発する狩野川などの河川、駿河湾に面する海岸線などの豊かな自然環境と、温泉資源や歴史文化資源など、修善寺・土肥・天城湯ヶ島・中伊豆の4つの地区に豊かな地域資源があり、それぞれの地区の魅力・個性となっています。また、これらが1つになって本市の大きな“財産”となっています。

伊豆市都市計画マスタープランでは、総合計画における将来像の実現を目指すとともに、伊豆市のまちづくりの課題を踏まえつつ、本市の豊かな“財産”を積極的に活かしながら、市民同士や来訪者との交流を生みだすとともに、市民との協働により魅力・活力にあふれるまちを創造し、市民が誇りや愛着を持って、未来へと受け継いでいくことを都市づくりの基本理念とします。

参考 1. 第2次伊豆市総合計画改定版における将来像

自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた

クロスロード
「伊豆半島の新機軸」・伊豆市

～いつまでも住み続けたい 次世代に笑顔をつなぐ礎づくり～

めざすまちのイメージ

まちの「形」

ネットワーク型
コンパクトタウン

まちの「色」

風情と風格が漂う
国際的な観光文化環境都市

まちの「力」

地域への愛着や誇りを
基調とした多様な主体による
協働と連携

2 | 将来都市像

2-1 将来都市像（伊豆市の将来のすがた）

（1）まちづくりに向けた考え方（まちづくりの方向性）

「将来都市像」の設定にあたって、都市づくりの基本理念に基づき、伊豆市が進むべきまちづくりの方向性を整理します。

伊豆市は、市全体の魅力・活力・質の向上や、自然環境の保全と負荷の軽減、安全・安心・快適な住環境の創出など、「伊豆市における暮らしの向上」に係る多様な課題を抱えています。

その中でも、とりわけ根本的かつ大きな課題の1つが、少子高齢化の進行と定住人口の減少（流出）であり、本市の活力を低下させつつあります。

このような状況を踏まえるとともに、自然をいかした観光交流圏を目標とする伊豆半島地域のほぼ中央に位置する都市として、本市が担うべき役割をしっかりと見据え、今後も力強く持続していくために、以下の進むべき「伊豆市のまちづくりの方向性」に向かって、まちづくりを進めていきます。

伊豆市のまちづくりの方向性

- 都市活力の源泉となる定住人口の確保を目指し、利便性の高い住環境の整備と産業を支える環境の整備を進め、人口流出を食い止めるとともに、定住の促進を図ります。
- 伊豆地域の観光交流圏の中心的な都市として、豊かな自然環境や歴史文化を活かした多様な交流の促進を支えるまちづくりを進め、交流人口や関係人口の増加と、賑わいや活力の創出を図ります。

(2) 将来都市像

都市づくりの基本理念に基づき、伊豆市の将来を展望し、目指すべき姿として「将来都市像」を設定します。

住みたい・住み続けたい・訪れたいまち 伊豆市 ～ 豊かな自然との共生 と 市民協働による まちの魅力・活力の創造 ～

豊かな自然環境とひとの暮らし・まちの営みとの共生を図るとともに、本市の大切な“財産”である豊かな自然や歴史・文化などを活かしながら、まちの魅力や活力を市民との協働により創造し、「住みたい」・「住み続けたい」・「訪れたい」と思えるまちであり続けられるまちづくりを進めます。

2-2 将来人口の見通し

伊豆市では、人口減少への対応や人口が減少しても地域で幸せに暮らせるまちづくりを目指して、「伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」を策定し、令和 22 (2040) 年に約 23,000 人、令和 27 (2045) 年に約 21,000 人の人口を目標として、人口減少に歯止めをかけるための取り組みを推進しています。その実現に向けて、雇用の場の確保とまちのにぎわいづくりに向けた起業等の促進、移住・定住の促進、子育て支援と教育環境の充実、都市機能の集約や集落の中心となる地域への拠点整備などによる住みよい地域づくりの推進の方向性を示しています。

『伊豆市都市計画マスタープラン』では、この減少傾向を緩やかにするため、伊豆市で総合的に進めている定住化プロジェクトや伊豆魅力（三力）プロジェクトなどとあわせて、産業や暮らしを支える都市基盤の整備や安全・安心・快適な居住環境の創出など、将来都市像に掲げた『住みたい・住み続けたい・訪れたいまち 伊豆市 ～ 豊かな自然との共生 と 市民協働による まちの魅力・活力の創造 ～』のもとに、まちづくりを進めます。また、人口減少の中でも地域の活力を維持していくため、伊豆市の豊かな自然環境や歴史・文化的な資源を活かした魅力的な地域づくりを進め、交流人口や関係人口の創出を図ります。

3 | 都市づくりの目標

『都市づくりの目標』は、伊豆市の将来都市像を実現するための“具体的なまちづくりのねらい”を示すもので、以下の5つを設定しました。これらの目標は、SDGsに掲げる目標9「レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る」、目標11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現」や、目標13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」、目標15「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失の阻止」等と方向性が一致するものです。「伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」をはじめとして、防災、環境、農林業の振興など、関連する各分野の計画と連携し、目標の実現に取り組みます。

目標1 | 誰もが安心して住み続けられるまち



誰もが「伊豆市に住みたい・住み続けたい」と思える、安全・安心・快適に暮らせるまちを目指します。

■誰もが安全・安心・快適に住み続けることができるまちづくりを進めます。

- ・子どもからお年寄りまで、誰もが安全で安心して快適な生活を送ることができるよう住環境の維持・向上を図るとともに、安心して快適に移動できるような交通環境の整備を進めます。
- ・地域コミュニティを主体とした防犯意識の高揚を図るなど、地域の防犯力を高める防犯まちづくりを進めます。

■地震や風水害などの災害に強いまちづくりを進めます。

- ・急峻な山地が多く、居住地が河川や海岸沿いに限られ狭い道路が多い地形的条件と、地震や津波、台風などの自然災害に対し、防災と減災の両面から持続可能なまちづくりを進めます。
- ・市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、災害への備えの充実により地域の防災力を高めるまちづくりを進めます。

目標2 | 多様な交流により賑わいや活力を創造するまち



豊かな地域の資源を活かしながら、市民同士、市民と来訪者の交流により賑わいが生まれ、観光をはじめ、商業、農林水産業、工業や新たな産業の創出など、産業が力強く発展し、活力を生み出すまちを目指します。

■多様な交流を促進し賑わいを創り出すまちづくりを進めます。

- ・伊豆縦貫自動車道や国道・県道の整備、促進するとともに、市内の基幹道路等の整備など、都市内及び都市間の交流や連携を促進するまちづくりを進めます。
- ・伊豆の玄関口である修善寺駅周辺を拠点とした多様な交流と賑わいを創出するまちづくりを進めます。
- ・本市の各地域にある豊かな自然資源や歴史・文化資源、観光資源を交流の場として活かすとともに

に、これらのネットワークによって魅力を高め、多様な交流を促進するまちづくりを進めます。

■ まちの活力となる産業を育むまちづくりを進めます。

- ・伊豆縦貫自動車道やI Cの整備に合わせ、伊豆半島の交通の要衝としての立地優位性を活かし、産業が維持・発展しまちの活力を創出するまちづくりを進めます。

目標3 | 温泉や歴史・文化の資源を大切にした個性と魅力にあふれるまち



温泉や歴史・文化など、大切な地域資源の保全と有効活用を図りながら、地域を印象づける景観を演出し、本市全体が観光地として個性と魅力にあふれるまちを目指します。

■ 魅力的な美しい景観でもてなすまちづくりを進めます。

- ・温泉地や史跡などの歴史・文化資源を活かしながら、訪れたいような魅力ある街並み景観づくりを進めます。

■ 温泉や歴史・文化などの資源を活かした個性あふれるまちづくりを進めます。

- ・地域固有の温泉資源や歴史・文化資源などをさまざまな人が交流する場として有効に活用して、伊豆市らしさを感じることができるまちづくりを進めます。

目標4 | 豊かな自然環境を守り育み共生するまち



山々に広がる豊かな森林や狩野川をはじめとする河川と豊かな水の恵み、駿河湾に面した美しい海岸線を守り育みながら、これらの多様で豊かな自然環境と、市民の暮らしや産業とが共生する環境にやさしいまちを目指します。

■ 豊かな自然環境の保全とその恵みを活かしたまちづくりを進めます。

- ・山々に広がる豊かな森林や里山、狩野川をはじめとする河川、駿河湾の美しい海岸線など、豊かな自然環境とその美しい景観を保全するとともに、これらの自然とふれあい楽しむことができるまちづくりを進めます。

■ 自然環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。

- ・市民、事業者の環境意識の向上を図るとともに、二酸化炭素排出量削減につながる省エネルギー対策や資源・エネルギーの循環利用を促進し、自然環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。

目標5 | 市民とともにつくるまち



市民等がまちづくりに参加しやすく継続して活動しやすい環境づくりを進め、あらゆる場面において、市民・事業者・行政等の協働によりまちづくりを進めるまちを目指します。

■ 市民・事業者・行政等の協働によるまちづくりを進めます。

- ・市民、事業者、自治組織、NPO、学校などが、まちづくりに積極的に参加できる仕組みづくりを進めます。
- ・協働によるまちづくりを促進するため、地域コミュニティ活動の充実を図ります。

4 | 将来都市構造

将来都市像や都市づくりの目標の達成のため、伊豆市の骨格的な姿として、都市機能の配置や連携のあり方について示します。

4-1 将来都市構造の基本的な考え方

■豊かな自然環境との共生を前提に、地域特性に応じた都市環境を創出します。

本市は、富士箱根伊豆国立公園をはじめ、山々に広がる豊かな森林や、その森林を水源とする清らかな川の流れなどの豊かな自然環境に恵まれています。これらの豊かな自然環境の保全を前提として、ふれあい親しみながら、市街地や集落地、山間地などの地域特性に応じた暮らしや産業の場などの都市環境を創出します。

■本市の顔となる「拠点」や「玄関口」を明確にし、演出します。

本市の玄関口である修善寺駅周辺は、本市の商業業務機能が集積する中心市街地として、また、修善寺温泉場は、全国に誇る温泉観光地として、市民や来訪者の交流の場として、本市の「拠点」となっています。これに加え、修善寺道路の熊坂ICや天城北道路の大平IC、月ヶ瀬ICなどの周辺は、広域自動車交通の結節点である立地優位性を活かし、本市の活力を生み出す地域振興の拠点としての役割が期待されています。

また、豊かなみどりや水辺等の自然資源や観光・レクリエーション資源は、多様な交流を創出する拠点となっているほか、市役所の各支所を中心した集落地とその周辺の温泉地等の一帯は、地域の生活交流や観光交流の中心地となっています。

そして、広域の都市圏と本市を結ぶ陸と海の交通の結節点となっている修善寺駅と土肥港は、本市の陸と海の「玄関口」となっています。

これらの「拠点」や「玄関口」を明確にするとともに、都市的な機能や利便性、快適性を高め、本市を印象付ける顔として、演出します。

■交流と連携の促進・強化のための都市の骨格となる「軸」を明確にします。

本市の骨格を形成する南北及び東西方向の国道・県道などを「軸」として位置づけ、多様な交流や広域・地域間の連携を促進・強化します。



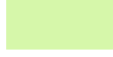

また、狩野川、駿河湾の水辺の連続した豊かな自然環境についても「軸」として位置づけ、自然とのふれあいの場・交流の場として活用します。

4-2 将来都市構造

土地利用の基本的な考え方となる「エリア」、都市の機能が集約する「拠点・中心地」、都市内外を連携し都市の骨格となる「軸」の3つの要素を基本として表します。

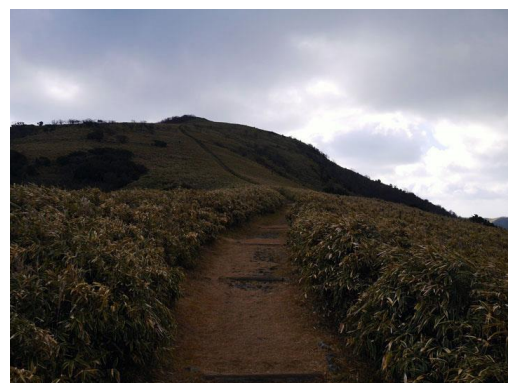
(1) エリア

最も基本的な土地利用の考え方を示すものであり、地域特性や立地環境に合わせて、以下の4種のエリアに区分します。

名称	説明	凡例
市街地エリア	用途地域を中心として、住宅地・商業地・工業地等の都市的土地利用を図る区域を『市街地エリア』と位置づけ、良好な市街地環境の形成を図ります。	
集落地エリア	市街地エリアの外側に広がる集落地一帯の区域を『集落地エリア』と位置づけ、周辺の自然環境や農地との調和と、集落地等における生活環境の維持・向上を図ります。	
自然環境活用エリア	市街地エリアや集落地エリアの外側に広がる里山や農地等を『自然環境活用エリア』と位置づけ、適切な維持に努めるとともに、自然環境とのふれあいや交流の場として活用を図ります。	
自然環境保全エリア	富士箱根伊豆国立公園を主体とした水源かん養や景観形成等の機能を持つ森林等を『自然環境保全エリア』と位置づけ、自然環境の保全を図ります。	









市街地エリア（柏久保地区）



自然環境保全エリア（達磨山）





(2) 拠点・中心地

都市における多様な機能の中心的役割を担う場所であり、地域特性や様々な都市機能に応じて、以下の5種の拠点と1種の中心地を設定します。

名称		説明	凡例
拠点	都市生活交流拠点	<p>修善寺駅・市役所周辺を『都市生活交流拠点』と位置づけ、本市の玄関口、また中心市街地として、市民や来訪者の賑わいや交流を創出する本市の中心的な拠点を形成します。</p> <p>●修善寺駅・市役所周辺</p>	
	温泉観光交流拠点	<p>本市の代表的な観光資源である修善寺温泉、土肥温泉、湯ヶ島温泉と周辺の観光資源を含む一帯を『温泉観光交流拠点』と位置づけ、温泉を中心とした市民のみならず来訪者との交流を図る拠点を形成します。</p> <p>●修善寺温泉周辺 ●土肥温泉周辺 ●湯ヶ島温泉周辺</p>	
	水・みどり・レクリエーション拠点	<p>本市の代表的な自然に親しみ、楽しむことができる自然資源や観光資源周辺を『水・みどり・レクリエーション拠点』と位置づけ、市民をはじめ、誰もが気軽に自然とふれあい、楽しむことができる交流の拠点として、活用を図ります。</p> <p>●修善寺自然公園（虹の郷）周辺 ●サイクルスポーツセンター周辺 ●天城ふるさと広場・船原温泉周辺 ●浄蓮の滝・道の駅天城越え周辺 ●萬城の滝周辺 ●丸山スポーツ公園周辺 ●恋人岬周辺</p>	
	まちの玄関口	<p>本市の玄関口となる鉄道駅、港を『まちの玄関口』と位置づけ、来訪者などに伊豆市らしさをアピールするための空間形成を図ります。</p> <p>●伊豆箱根鉄道駿豆線 修善寺駅 ●土肥港</p>	
	I C 活用地域振興拠点	<p>広域自動車交通の結節点であるI C周辺を「I C活用地域振興拠点」と位置づけ、周辺の環境と調和を図りつつ、立地の優位性を活かした新たな産業活力の創出や定住の促進など、地域の振興に寄与する拠点の形成を図ります。</p> <p>●大平I C周辺 ●熊坂I C周辺 ●月ヶ瀬I C周辺 ●天城湯ヶ島～河津区間 中間I C周辺</p>	
	中心地	<p>市役所の各支所等を中心とした集落地と周辺の温泉地等の一帯を『地域交流中心地』と位置づけ、地域の観光や生活の交流の中心地として、活用を図ります。</p> <p>●土肥支所周辺 ●天城湯ヶ島支所周辺 ●月ヶ瀬I C周辺～天城小学校周辺 ●中伊豆支所周辺</p>	

(3) 軸

都市の骨格となり、広域の都市間や都市内を連携し、交流や都市活動を支えるものであり、その役割や機能に応じて、以下の3種の軸を設定します。

名称	説明	凡例
広域都市連携・交流軸 (陸路) (海路)	<p>広域の都市間を連携し、交流を促進する道路・公共交通体系及び海上交通体系を『広域都市連携・交流軸』として位置づけ、本市のみならず、伊豆半島地域の連携・交流の促進を図る基幹的交通体系として、整備を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国道 136 号・414 号 ● 修善寺道路・天城北道路 ● 伊豆縦貫自動車道（構想） ● 伊豆横断道路 ● (主) 伊東修善寺線 ● (一) 清水港土肥線（県道 223 号・海路） 	<p>(陸路)</p>  <p>(海路)</p> 
地域連携・交流軸	<p>隣接する都市や都市内の地域間を連携し、交流の促進を図る道路体系を『地域連携・交流軸』と位置づけ、整備を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (主) 修善寺戸田線 ● (主) 沼津土肥線 	
水辺の軸	<p>河川や海岸等の水辺を『水辺の軸』として位置づけ、豊かな自然環境を保全しながら、自然とふれあい、親しむことができる交流の場として、活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 狩野川 ● 駿河湾 	

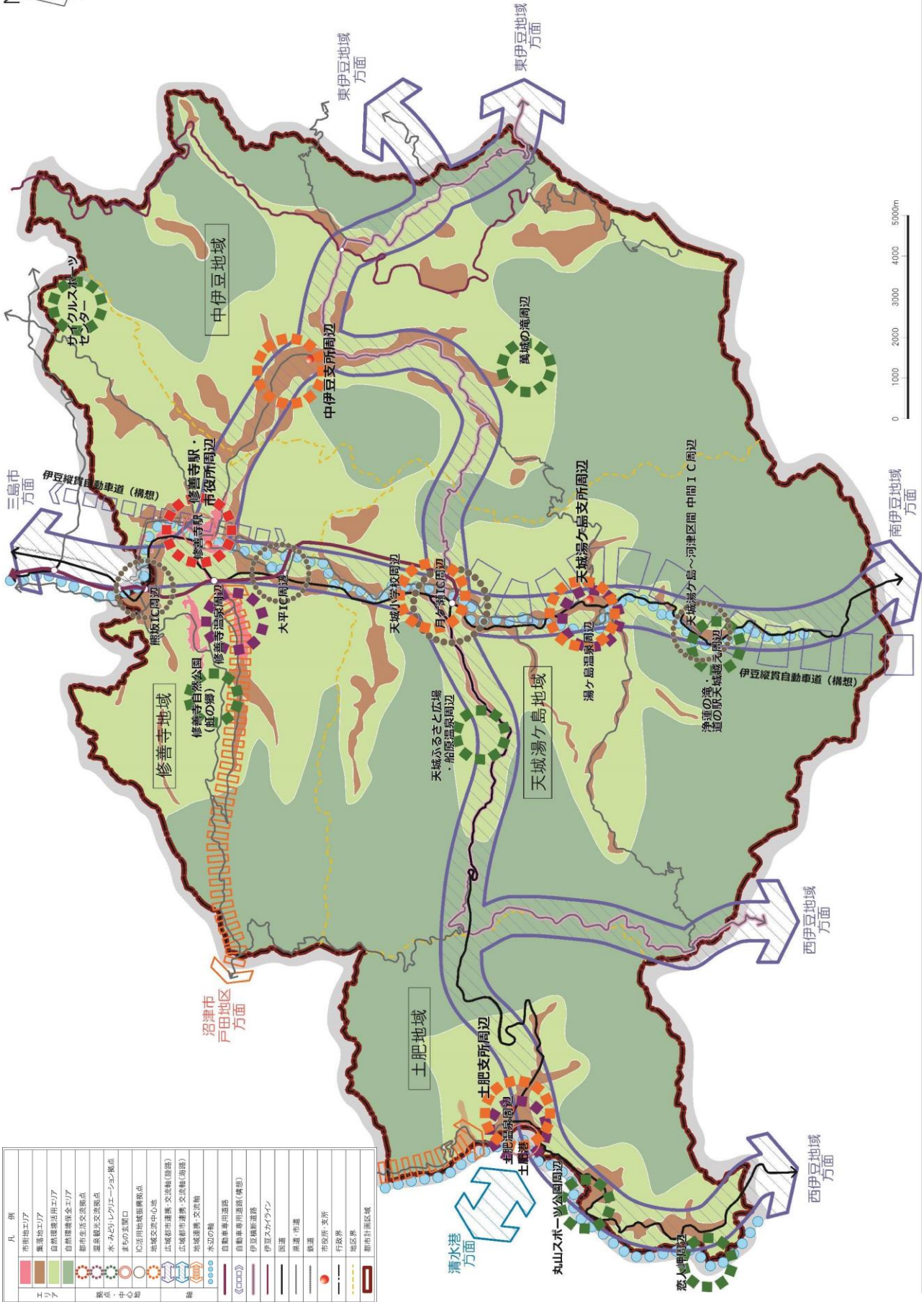


I C活用地域振興拠点
(大平 I C周辺)



広域都市連携・交流軸
(国道 136 号)

将来都市構造図



凡 例	説 明
市街地エリア	市街地エリア
集落地エリア	集落地エリア
自然環境保全エリア	自然環境保全エリア
自然環境保全全エリア	自然環境保全全エリア
都市生活交流拠点	都市生活交流拠点
温泉観光交流拠点	温泉観光交流拠点
水・みどり・レクリエーション拠点	水・みどり・レクリエーション拠点
まちなみ拠点	まちなみ拠点
IC活用地域振興拠点	IC活用地域振興拠点
地域交流中心地	地域交流中心地
広域都市圏・交通軸(線路)	広域都市圏・交通軸(線路)
広域都市圏・交通軸(道路)	広域都市圏・交通軸(道路)
地域圏・交通軸	地域圏・交通軸
水辺の軸	水辺の軸
自動車専用道路	自動車専用道路
自動車専用道路(構想)	自動車専用道路(構想)
伊豆縦貫道路	伊豆縦貫道路
伊豆スカイライン	伊豆スカイライン
国道	国道
県道・市道	県道・市道
鉄道	鉄道
市役所・支所	市役所・支所
行政機関	行政機関
地区界	地区界
都市計画区域	都市計画区域

5 | 分野別基本方針

将来都市像やまちづくりの目標、将来都市構造を実現するため、『土地利用』『道路・交通』『都市環境』『都市防災』『都市景観』の5つの分野ごとに、分野別基本方針を設定します。

5-1 土地利用の基本方針

◆基本的な考え方◆

市街地の機能の強化 | 用途地域内については、住宅地や商業地など、それぞれに求められる都市環境を創出するため、適切な用途地域による計画的かつ健全な土地利用の誘導により、都市機能の強化を図ります。また、社会情勢の変化、土地利用の現況、動向などに応じて、都市構造上の機能配置などを適切に判断したうえで、地域住民や事業者等との協働により、地域住民の意見を十分に踏まえながら、必要に応じて、用途地域の変更等の検討を行います。

安全・安心で快適な居住環境の創出 | 市街地環境の改善や維持・向上を図る地区や、鉄道や広域的な幹線道路に近接する利便性を活かして定住促進を図る集落地においては、地区計画制度等の導入により、道路等の都市基盤の充実や防災性の向上を図りながら、より安全・安心で、快適な居住環境を創出を図ります。

広域的な交通結節点の有効活用の促進 | 広域自動車交通の結節点周辺については、本市の活力の創出や地域の振興を目指すため、周辺の自然環境等に配慮しつつ、立地優位性を活かした新たな産業活力の創出や定住の促進など、地域振興に寄与する土地の有効活用の検討を行います。

地域の拠点集落地の形成 | 土肥・天城湯ヶ島・中伊豆の各支所等や周辺の温泉地等を含む既存集落地一帯については、観光交流や地域交流などの中心的な拠点として、計画的かつ健全な土地利用の誘導と、都市機能の強化を図ります。そのため、将来的な用途地域の指定を目指して特定用途制限地域「地域生活地区」に位置付けるとともに、地区計画制度等の導入により、市街地環境の改善や維持・向上を図ります。

交通利便性を活かした土地利用の促進 | 交通量が比較的多い国道・県道の沿線で、沿道サービス施設等の立地需要が見込める区域は、特定用途制限地域「幹線道路沿道地区」に位置付け、周辺の自然環境や集落環境を優先しつつ、沿道サービス施設等の適正立地を図ります。

集落地の居住環境と活力の維持 | 既存集落地等については、特定用途制限地域「里山環境共生地区」と位置づけ、周辺の自然環境等との調和を図りつつ、居住環境の維持・改善とともに、定住を促進し地域活力を維持・向上を図ります。

低未利用地の有効活用の促進 | 市街地や拠点となる集落地の低未利用地については、定住人口の維持を図るため、積極的な有効活用を促進します。

豊かな自然の保全と共生 | 富士箱根伊豆国立公園に指定された山地・森林や、狩野川などの河川等の自然地については、本市の骨格をなす重要な自然資源として保全します。また、既存の集落地と周辺の農地等の区域については、自然環境や営農環境の保全を前提としつつ、周辺の自然環境等と調和した居住環境やコミュニティの維持を図ります。

防災対策の促進 | 狩野川浸水想定区域、津波による浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等における防災対策を促進します。

(1) 都市的土地利用の誘導方針

1) 住宅地

①専用住宅地（第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域）

- 住宅地としての土地利用を図る地区を専用住宅地と位置づけ、土地利用の規制・誘導を図ります。
- 修善寺ニュータウンは、低層の専用住宅地として、ゆとりと落ち着きのある居住環境を保全します。一部の低未利用地等については、地域の意向を把握したうえで、日常生活の利便性確保やみどり豊かな環境と共存する観光振興など、地域の活力維持に資する土地利用の誘導を検討します。



専用住宅地（修善寺ニュータウン）

- 修善寺中学校及び修善寺南小学校周辺の住宅地は、低層及び中層の専用住宅地として、良好な居住環境の創出を図ります。
- 道路などの都市基盤が未整備で住宅等が密集している地区については、道路等の必要な都市基盤整備とあわせて、地区計画制度の導入等により、居住環境の改善を図ります。
- 未利用地については、道路等の整備など必要な都市基盤整備とあわせて、定住人口確保に向けて、積極的な有効利用を促進します。

②一般住宅地（第一種住居地域・第二種住居地域）

- 専用住宅地以外の住宅地を、一般住宅地と位置づけ、良好な居住環境の形成に配慮した中・小規模店舗や宿泊施設などの立地を許容しつつ、戸建て住宅や集合住宅が集積する地区として、土地利用の規制・誘導を図るとともに、良好な居住環境の保全及び改善を図ります。
- 市役所の周辺については、市役所等の行政施設や病院等の公的サービス施設が立地する生活交流の拠点として、また利便性の高い住宅地として、良好な居住環境の創出を図ります。
- 道路などの都市基盤が未整備で住宅等が密集している地区については、道路等の必要な都市基盤整備とあわせて、地区計画制度の導入等により、居住環境の改善を図ります。
- 未利用地については、道路等の整備など必要な都市基盤整備とあわせて、定住人口確保に向けて、積極的な有効利用を促進します。

2) 中心商業業務地

- 伊豆箱根鉄道駿豆線の修善寺駅周辺を中心商業業務地と位置づけ、中心市街地であり、本市及び伊豆の玄関口として、機能性と利便性の高いおもしろい質の高い都市空間を備えた生活交流の拠点として、市街地整備を推進するとともに、土地の高度利用を図ります。
- 修善寺駅の周辺道路の高質化など、玄関口としての利便性や快適性を高めるとともに、駅周辺の一体性や回遊性の向上など交流の活性化により、賑わいあふれる中心商業業務地として形成を図ります。



中心商業業務地

3) 温泉観光商業地

- 宿泊施設・商業施設・飲食施設などが立地する修善寺温泉場を、温泉観光商業地と位置づけ、歴史・文化・自然を活かした情緒あふれる温泉市街地の景観づくりや、歩いて楽しめる環境整備の推進などにより、多様な交流を生む温泉観光商業地として形成を図ります。



温泉観光商業地

4) 沿道複合利用地

- 横瀬地区～瓜生野地区の国道136号沿道の地区を、自動車利用者の利便性を活かした商業・業務施設のほか、工場や住宅等が複合的に立地する沿道複合利用地と位置づけ、周辺環境に配慮しつつ、幹線道路沿道の良好な街並みの形成など、魅力ある空間づくりを目指した土地利用を図ります。また、既存工場等の土地利用の現況や動向の変化に応じて、用途地域の変更や土地利用の整序を図るためのルールづくりについて検討します。

5) 拠点集落地

- 土肥・天城湯ヶ島・中伊豆の各支所を中心としたその周辺の温泉地等を含む既存集落地一帯については、各地域における観光交流や地域交流などの中心的な拠点として、機能集積と移住・定住に資する良好な住環境の保全・形成を推進します。
- これまでの集落整備の経緯と土地利用現況を踏まえて、将来的な用途地域の指定を目指し、特定用途制限地域「地域生活地区」を指定します。地区計画制度の導入等により、道路等の都市基盤整備と合わせて、秩序ある土地利用の誘導を促進します。



拠点集落地（中伊豆支所周辺）

6) 幹線道路沿道地区

- 交通量が比較的多い国道・県道の沿線で、沿道サービス施設等の立地需要が見込まれる区域は、「幹線道路沿道地区」に位置付け、周辺の自然環境や集落環境を優先しつつ、沿道サービス施設等の適正立地を図ります。

7) 集落地

- 修善寺駅・市役所周辺の「都市生活交流拠点」に近接し、鉄道駅の周辺や国道・県道が通過する交通利便性が高い地域については、居住環境の維持・改善や地域の活性化、公共公益施設等の都市機能の強化に資する計画などにおいて、周辺環境との調和に配慮し、適切な範囲・内容で計画的な土地利用を図ります。
- 国道・県道などの沿線に形成されている既存集落地一帯や開発等による住宅地・別荘地を集落地として位置づけ、周辺の自然環境や農地と調和した居住環境やコミュニティの維持を図ります。
- 山間地の集落においては、居住環境の維持とともに、家庭菜園など農に親しむことができる空き家・空き地等の利活用、豊かな営農環境や自然資源や観光・レクリエーション資源の活用との連携により、多様な移住・定住の促進を図ります。
- 天城高原等にみられる別荘地については、国立公園区域の風致景観の維持・保全に考慮し、適切な居住環境の維持を図ります。

8) 戦略的地域整備ゾーン

- 伊豆箱根鉄道駿豆線の牧之郷駅周辺の市街地に近接する既存集落地一帯を、計画的集落環境創出ゾーンとして位置づけ、鉄道駅に近接した利便性が高い集落地として、牧之郷地区計画に基づき、駅周辺整備と計画的かつ適切な民間開発を誘導し、周辺環境と調和した集落地の居住環境の維持・改善と、定住促進による地域活力の維持・向上を図ります。
- 公共事業と民間開発の誘導を組み合わせ、相乗効果を生む土地利用の実現を図ります。
- 広域自動車交通の結節点である修善寺道路の熊坂IC、天城北道路の大平ICや月ヶ瀬IC、伊豆縦貫自動車道（天城湯ヶ島～河津）中間ICの周辺は、立地優位性と地域の特性を活かした新たな産業活力の創出や定住の促進など、地域の振興に寄与する拠点としての機能を確保するため、周辺環境への配慮をしたうえで、計画的かつ適切な土地利用の誘導について検討します。
- 天城湯ヶ島支所や湯ヶ島温泉周辺の地域交流中心地は、「しろばんば」の舞台となった文学や歴史ある景観を守り育てるため、令和2年10月に「景観まちづくり重点地区」に指定しました。「湯ヶ島文学の郷構想」のもと「上の家」の活用と合わせた森林管理署跡地の公園整備、旧下田街道や湯ヶ島温泉場を巡る湯道などオープンスペースや周遊環境創出など一体的な整備を目指します。

- 市街地に近接する加殿・日向地区の遠藤橋から（一）修善寺天城湯ヶ島線までの集落地一帯については、平坦でまとまった空き地がみられ、（一）修善寺天城湯ヶ島線が通過し利便性が高く、無秩序な開発が行われるおそれがある集落地として、周辺環境と調和した計画的な集落地の居住環境の維持・改善により、定住促進や地域活力の維持・向上を図るため、計画的かつ適切な土地利用の誘導について検討します。



戦略的地域整備ゾーン(牧之郷地区)



戦略的地域整備ゾーン(加殿・日向地区)

- リハビリテーション中伊豆温泉病院の移転が予定されている下白岩地区の（主）伊東修善寺線の沿道一帯については、幹線道路沿道の利便性を活かし、地域の医療・健康と生活サービスを提供する拠点としての機能の立地と定住を促進を確保するため、周辺環境への配慮をしたうえで、計画的かつ適切な土地利用の誘導について検討します。

(2) 自然的土地利用の基本方針

1) 自然環境保全地

- 富士箱根伊豆国立公園をはじめとする山並みに広がる森林等を、自然環境保全地として位置づけ、水源かん養や災害防止機能の維持、生活環境保全機能等の重要な機能を有する重要な自然資源として保全します。



自然環境保全地(八丁池)

2) 自然環境保全・活用地

- 集落地周辺の田畑や中山間地に見られるわさび田などの優良農地や集落地の背後に広がる里山等を、自然環境保全・活用地として位置づけ、今後とも地域性を活かした農作物の産地形成を図るため、農業生産の場として適切に保全します。
- シカ・イノシシ等の有害鳥獣の被害から農作物を守る対策を講じ、営農環境の維持・保全を図ります。



自然環境保全・活用地(熊坂地区)

- 増加がみられる遊休農地対策として、農地の集約化を図るほか、幹線道路沿線における花等の景観作物の栽培や、地域特性を活かした体験農園等の開設など、観光と連携したグリーンツー

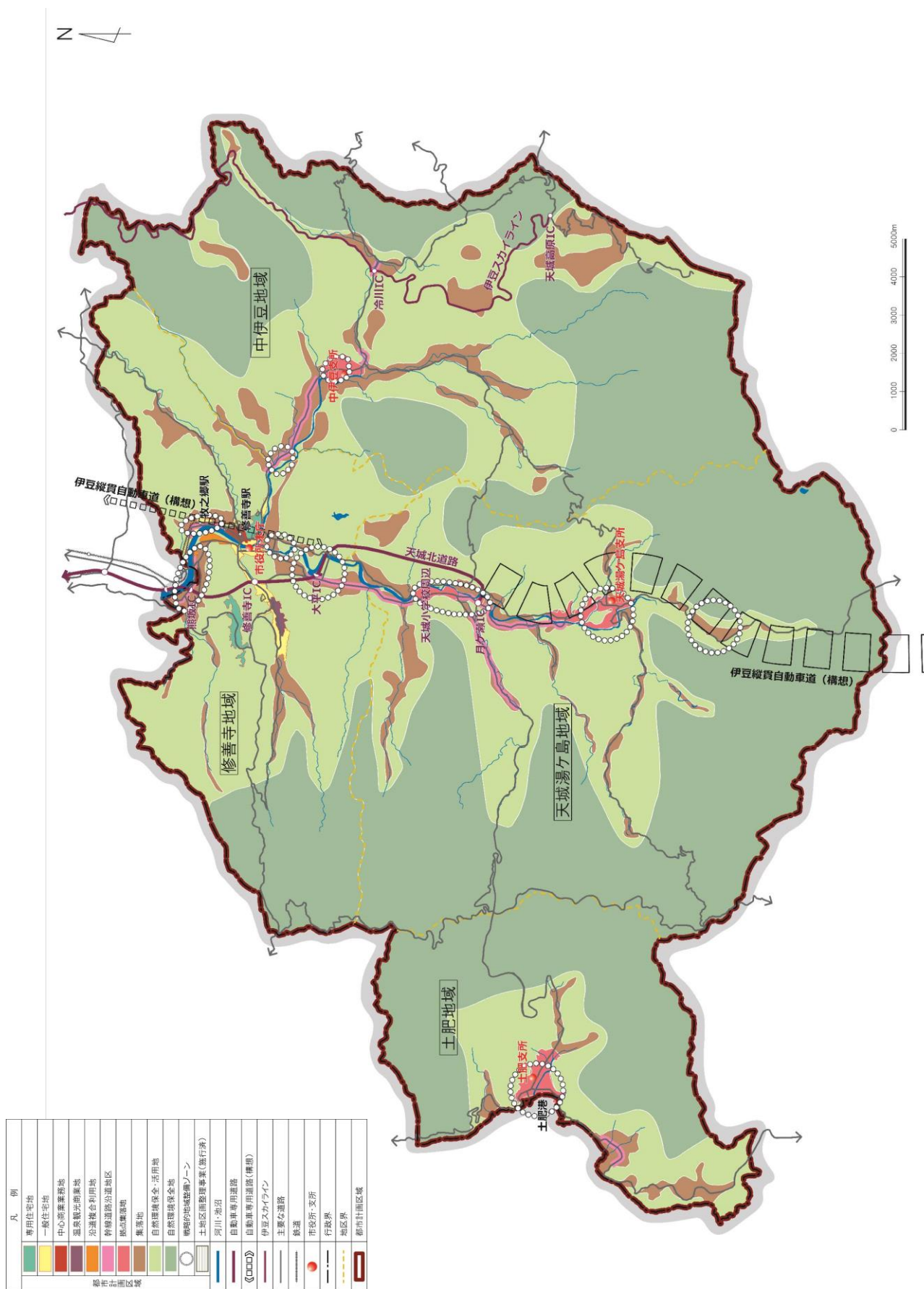
リズムなどの有効活用を図ります。

- 里山などにおいては、環境教育の場や、温泉地、レクリエーション施設等と連携した健康づくりやワーケーションの場として有効活用を図ります。
- 修善寺自然公園（虹の郷）やサイクルスポーツセンターについては、豊かな自然を活かしたレクリエーション施設であり、水・みどり・レクリエーションの拠点として、観光振興等により利用促進を図ります。
- 萬城の滝周辺においては、わさび田等の農地やキャンプ場を活用したグリーンツーリズム、自然学習や観光交流の場として、活用します。また、天城ふるさと広場・丸山スポーツ公園においては、大自然の中で多様なスポーツが楽しめる健康づくりや交流の場として、活用します。
- 再生可能エネルギー利用と自然環境保全や災害防止との両立のため、太陽光発電設備等の適正な設置の規制誘導を図ります。



自然環境保全・活用地
（長野棚田）

土地利用の基本方針図



5-2 道路・交通の基本方針

(1) 道路交通ネットワークの整備方針

◆基本的な考え方◆

機能性・利便性の高い道路交通体系の構築 | 広域都市間や拠点間の連絡・連携の強化を図るため、幹線道路の段階構成を明確にするとともに、それぞれの幹線道路の役割や機能に応じた適切な整備と維持・管理を推進して、生活や交流、産業を支える機能性・利便性の高い道路交通体系の実現を図ります。

1) 広域幹線道路

- 広域都市間を連絡・連携する高規格幹線道路を、広域幹線道路と位置づけ、道路環境の整備促進と適正な維持・管理を図ります。
- 修善寺道路は、伊豆中央道を経由して東駿河湾環状道路と接続し、東駿河湾都市圏と連絡する幹線道路として、快適な交通機能の維持に向けた適正な維持・管理を図るとともに、伊豆中央道とともに無料化を促進します。
- 天城北道路は、東駿河湾都市圏や東名高速道路・新東名高速道路の国土軸と伊豆地域全体を連絡する高規格幹線道路の伊豆縦貫自動車道の一部区間であり、適切な維持管理を図ります。
- 本市と南伊豆地域との連絡・連携強化に向けて、伊豆縦貫自動車道全線の早期の事業化、開通に向けて積極的に働きかけを行います。



広域幹線道路（修善寺道路）

2) 主要幹線道路

- 広域幹線道路と連絡し、隣接する都市との連絡・連携を強化する国道や県道等（（主）伊東修善寺線（（都）飯塚オソクマ線）、伊豆スカイライン）を主要幹線道路と位置づけ、道路環境の整備促進と適正な維持・管理を図ります。
- 国道 136 号（（都）相之瀬向山線）及び国道 414 号は、本市と東駿河湾都市圏、田方都市圏や南伊豆地域及び西伊豆地域と連絡するとともに、南北を縦断する骨格的幹線道路として、道路環境の整備促進と適正な維持・管理を図ります。また、天城北道路の月ヶ瀬 I C と国道 136 号を結ぶ下船原バイパスの適切な維持管理を図ります。

3) 幹線道路

- 主要幹線道路を補完し、都市内の連絡・連携を強化する県道等（（主）修善寺戸田線、（主）沼津土肥線、（主）熱海大仁線、（主）伊東西伊豆線、（一）船原西浦高原線、（一）西天城高原線、

(一) 韮山伊豆長岡修善寺線、(一) 修善寺天城湯ヶ島線、市道温泉場大芝山線) を幹線道路と位置づけ、道路環境の整備促進と適正な維持・管理を図ります。

- 本市を中心として東伊豆地域・西伊豆地域を結ぶ役割を担う県道((主)伊東修善寺線、(主)伊東西伊豆線、(一)船原西浦高原線、(一)中大見八幡野線)及び天城北道路と(一)伊東西伊豆線を連絡する市道矢熊筏場線については、伊豆横断道路として本市と東西の伊豆地域の連絡・連携強化に向けて、積極的に整備の促進を図ります。

4) 補助幹線道路

- 幹線道路を補完し、地域内の連携・連絡を強化する県道及び市道を補助幹線道路として位置づけ、道路環境の整備と適正な維持・管理を図ります。
- (都) 駅北線は、修善寺駅前広場と接続し、中心市街地の連携を強化する補助幹線道路として、道路環境の整備推進と適正な維持・管理を図ります。
- 市道横瀬大平線は、沿道に市役所や病院等の公的サービス施設が立地する都市生活交流拠点へのアクセス道路として、安全な交通環境に配慮するとともに、円滑な交通処理のため、市道小川遠藤橋線とともに都市拠点環状道路を構成する道路として、道路環境の整備推進と適切な維持・管理を図ります。

5) 環状機能道路

- 本市の都市生活交流拠点である修善寺駅・市役所周辺の連絡・連携を強化するとともに、集中する交通の分散化により拠点内の円滑な交通を確保するため、(一)修善寺天城湯ヶ島線等を「都市拠点環状道路」として位置づけ、道路環境の整備推進と適切な維持・管理を図ります。
- 都市拠点内に発生する交通渋滞を抑制するため、通過交通を処理する機能を有する道路として、(一)修善寺天城湯ヶ島線や市道大平日向線、修善寺道路等を「外環状道路」として位置づけ、修善寺道路の無料化や迂回を促すソフト施策と合わせて、都市拠点内の円滑な交通処理を目指します。また、「外環状道路」の環状機能を十分に発揮するため、(主)伊東修善寺線と(主)熱海大仁線の連絡・連携を強化する道路について、現地の地勢や現状の土地利用状況などに十分に配慮し、ルート選定を含めた整備の検討をします。



外環状道路
(一) 修善寺天城湯ヶ島線)

6) 生活道路

- 生活道路については、緊急車両の進入が困難な区域を解消するため、整備・改良に努めるほか、交通事故の防止など安全面に配慮した自動車利用の利便性向上や歩行者の安全性向上を図るとともに、日照や通風の確保など、周辺の生



生活道路

活環境の向上に努めます。

(2) 安全で快適な交通環境の整備方針

◆基本的な考え方◆

人にやさしい交通環境の整備 | 歩行者や自転車、自動車が安全に利用できるとともに、安全・安心な歩行空間の確保に努めるなど、安全で快適な人にやさしい交通環境の整備を推進します。

- 市民や来訪者等、さまざまな人が訪れる修善寺駅周辺や修善寺温泉場周辺のほか、土肥港周辺や土肥、天城湯ヶ島、中伊豆の各地区の支所や温泉場周辺については、段差の解消やわかりやすい案内表示・標識など、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが快適に利用しやすい道路・歩行環境の整備を推進します。
- 歩行者の安全を確保するため、鉄道駅周辺及び通学路を中心に、歩行者の安全性を第一に配慮した道路整備や速度制限など交通規制の導入、またその組み合わせによるゾーン対策を推進します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技（トラック・レース、マウンテンバイク）開催都市のレガシーとして、伊豆市の自然や歴史文化資源、美しい景観を活かしたサイクルツーリズムの振興を図り、安全で快適な自転車利用環境の整備を推進します。また、中学校統合にともなう自転車通学への対応のため、通学路における安全で快適な自転車利用環境の整備を推進します。
- 老朽化が進む橋梁については、長寿命化計画を策定し、計画的な維持・管理により、安全な交通環境の維持を図ります。
- 歴史・文化・レクリエーションの拠点をはじめ、その他の自然資源や歴史文化資源、レクリエーション資源といった観光施設の周辺散策路ネットワークや、それらの地域資源を結ぶウォーキングトレイルの形成を図り、来訪者等が安全・安心して散策できるよう、遊歩道等の整備や安全対策など施設の維持・管理を推進します。

(3) 公共交通体系の整備方針

◆基本的な考え方◆

持続可能な公共交通体系の構築 | 少子高齢化の進行に備え、既存の公共交通機関の維持に努めるとともに、住民のニーズや地域特性を踏まえ、既存の公共交通体系を見直し、持続可能な新たな公共交通体系の構築を推進します。

- 都市生活交流拠点と地域交流中心地など拠点間を結ぶ幹線的な公共交通ネットワークと、拠点から周辺の集落地を結ぶ地域内フィーダー交通の形成を図ります。
- 既存の公共交通機関である路線バスと伊豆箱根鉄道との連携強化を図るため、鉄道事業者・バス事業者等と連携し、修善寺駅及び駅前広場の整備やバス停の整備、ノンステップバスの導入促進など利用者の利便性や安全性の確保に努めるとともに、モビリティマネジメントや地域ごとの協働による地域交通の仕組みづくりなどのソフト施策により、鉄道、路線バス等の既存公共交通機関の利用促進を図ります。

- 修善寺駅周辺道路の歩道等の整備や通行ルールの明確化により安全性を高めるほか、駐車場や観光案内所の設置、景観に配慮した道路空間の高質化などにより、利用者の利便性向上を図り、交通結節点としての機能と伊豆の玄関口としての機能を強化します。
- 住民・来訪者等の利用者のニーズや地域特性を踏まえながら、鉄道事業者・バス事業者等と連携して、既存の公共交通体系の見直しや市民・来訪者等の交通手段としてのあり方について検討し、持続可能な新たな公共交通体系の構築を推進します。
- 地域交流中心地においては、幹線と支線の公共交通ネットワークの乗継結節点として、バス停周辺の歩行者環境や待合環境の整備を推進します。
- 海上交通の玄関口となっている土肥港については、土肥港の安定利用や来訪者の交流、市民等の憩いの場として活用できる港湾整備を促進するとともに、玄関口としてふさわしい環境整備を図ります。

5-3 都市環境の基本方針

(1) 骨格的な自然環境の保全方針

◆基本的な考え方◆

都市の骨格となる自然環境の保全 | 本市の骨格をなす豊かな森林については、自然資源として保全するとともに、森林の持つ多面的な機能の維持を図ります。

- 富士箱根伊豆国立公園に指定されている天城山系や達磨山山系の山並みに広がる森林については、本市の豊かな自然環境の骨格を形成する良好な自然資源として保全するとともに、水源かん養や災害防止機能の維持、生活環境保全機能等の重要な機能の維持を図ります。

(2) 公園・広場等の整備方針

◆基本的な考え方◆

計画的な公園・広場等の整備 | 市民生活に身近な公園・広場等の確保に努めるとともに、既存施設の改修など整備を推進します。また、公園・緑地等の機能的な配置と効果的な整備を図るため、「緑の基本計画」を策定します。

市民との協働による維持管理 | 地域にある公園等が、地域住民の健康と憩いの場として利用しやすいよう、市民との協働による公園等の緑化や維持・管理を推進します。

1) 都市公園等の整備

- 総合公園の修善寺自然公園をはじめ、近隣公園の狩野川公園、街区公園の独鈷の湯公園のほか、松原公園や六仙の里公園といった来訪者にも利用される公園や、市民の健康づくりや憩いの場として利用される街区公園の鹿島田公園など、既存の都市公園・農村公園、広場については、市民の利便性や安全の確保に努め、バリアフリー化等の再整備を推進します。また、災害時の避難地として活用ができるよう整備を推進します。
- 伊豆最古の温泉である独鈷の湯に近接する独鈷の湯公園は、市民の憩いの場、来訪者のための観光資源として、活用します。
- 日向地区において、本市の防災拠点の一角を担う公園緑地を配置します。
- 八幡地区において、(仮称)八幡公園の配置を検討します。
- 地域による地域の空き地等の活用により、公園等を整備する活動を支援し、うるおいと憩いの空間の創出を図ります。



狩野川公園（近隣公園）

- 老朽化が進む都市公園については、長寿命化計画を策定し、計画的な維持・管理や再整備を推進します。
- 学校跡地など公有地を活用した公園整備や、住宅地、集落地における身近な公園整備を推進します。

2) 公園・広場等の維持・管理

- 地域にある公園・広場が、地域住民の健康と憩いの場として利用しやすいよう、市民の協力を得ながら公園等の緑化を推進するとともに、地域における管理運営の体制づくりを行い、市民との協働による公園等の維持・管理を推進します。

(3) 水・みどりを活かした都市環境の創出方針

◆基本的な考え方◆

うるおいのある都市環境の創出 | 生活に身近な水・みどりの保全と適切な維持・管理を図るとともに、気軽に自然にふれ、楽しむことができる都市環境を創出します。

衛生的な都市環境の創出 | 公共下水道事業や集落排水事業、合併処理浄化槽など、地域の状況に応じた効率的な排水処理対策を推進し、快適で衛生的な都市環境の創出と公共用水域の水質の維持・向上を図ります。

1) 生活に身近な水・みどりの保全と活用

- 市街地や集落地の背後に広がる丘陵地や里山、地域に点在する樹林地等については、うるおいのある都市環境を創出する身近な緑地として、適切な維持・管理により、保全を図るとともに、動植物の生息環境の保全を図ります。
- 世界農業遺産に認定された「静岡水わさびの伝統栽培」を活かした「わさびの郷づくり構想」の推進や、農業と観光・宿泊施設等との連携による野外レクリエーションやワーケーションへの活用など、営農環境の保全と農地の有効活用を図ります。
- 狩野川をはじめ、支流の修善寺川、大見川、船原川等のほか、山川など、市民に親しまれる水辺環境の形成に努め、生活に身近な緑地等とネットワークを形成して、地域生活の中で、気軽に自然にふれ、楽しむことができる環境の形成を図ります。
- 駿河湾に面する海岸線については、恋人岬に代表される景勝地のほか、海水浴やダイビング、釣り等の海洋レクリエーションなど、海辺の自然を親しむことのできる環境の形成を図ります。



狩野川

2) 温泉及び水資源の確保

- 天城山系に源を発している狩野川とその支流のほか、達磨山山系に源を発している山川などの豊かな水の流れの確保と、地下水のかん養と水質浄化の機能を維持するため、天城山系や達磨山山系など本市を囲む富士箱根伊豆国立公園に指定されている森林を保全し、森林の保水力の維持を図ります。
- 市民生活に欠くことのできない基本的かつ最も重要な飲料水の供給施設については、老朽化した水道管の計画的な更新や延命化・耐震化に考慮した施設整備及び広域化による施設管理など、施設の改良や適切な維持・管理を図り、市民に安全な水の安定的な供給を維持します。
- 本市の重要な観光資源の1つである温泉資源については、静岡県温泉保護対策要綱に基づき温泉の掘削、増掘等について、県と連携を図りながら保護に努めます。

3) 公共下水道等の整備と合併処理浄化槽の設置促進

- 近年の人口減少を踏まえ、現在の公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の統合を含む整備見直しを行います。また、安定処理のため下水処理場の老朽化対策、耐震対策を進めます。
- 生活排水対策を効率的に進めるため、単独浄化槽からの転換を含む合併処理浄化槽の設置促進を図ります。
- 汚泥再生処理センター（ピュアプラザ）では、適正な処理と周辺環境に配慮した施設維持管理を図ります。



下水道処理施設（白岩浄化センター）

（4）資源循環型社会の形成方針

◆基本的な考え方◆

資源循環型社会の形成 | 地球温暖化など地球レベルの環境問題に取り組むため、生活に身近なところから資源の循環利用を促進するとともに、省エネルギー活動や新エネルギーの利用、バイオマス資源の循環利用を促進します。

環境負荷の軽減 | 環境負荷の軽減を図るため、日常生活や都市活動により発生する温室効果ガスの発生を抑制する取組を推進します。

1) 資源、エネルギーの有効活用

- 「伊豆市環境基本計画」に基づき、資源の有効活用や不法投棄対策、緑地の保全など、環境負荷の低減と地球温暖化対策を推進します。
- 公共施設をはじめ、各家庭や工場・事業所において、積極的な省エネ活動と、太陽光発電など新エネルギーの利用を促進します。

2) 環境負荷の軽減

- 交通渋滞が発生している修善寺駅周辺等の幹線道路については、交通渋滞となっている交差点等の改良など、ボトルネックの解消を進め、道路交通体系の円滑化によって、通行車両からの二酸化炭素の排出量の軽減を図ります。
- 公共交通機関の利用促進により、自動車からの二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の軽減を図ります。

3) 資源循環型社会の形成を支える施設の整備と維持・管理

- 伊豆の国市との広域的な連携のもと、新たなごみ焼却施設の早期建設を推進するとともに、一般廃棄物最終処分場の効果的な利用を図り、一般廃棄物の適正かつ安定的な処理に努めます。
- 伊豆市清掃センターリサイクル施設及び伊豆市土肥リサイクルセンターについては、リサイクルの効率化を進めるとともに、効率的な施設運営と適切な維持・管理を図ります。

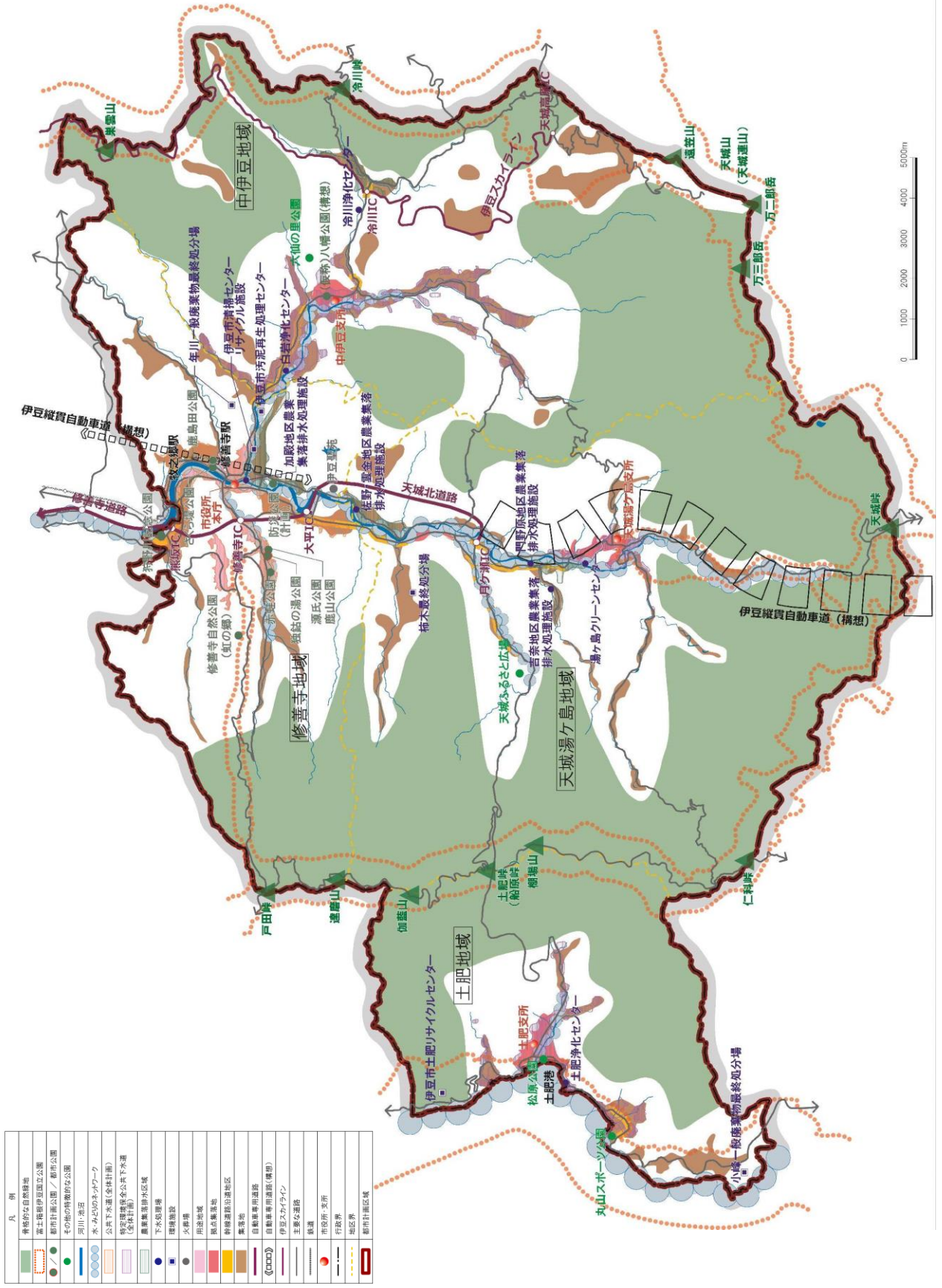


伊豆市清掃センターリサイクル施設

4) その他の根幹的施設の維持・管理

- 伊豆聖苑については、適切な維持・管理を図ります。

都市環境の基本方針図



5-4 都市防災の基本方針

(1) 災害に強いまちづくりの推進

◆基本的な考え方◆

総合的な防災対策と減災対策の推進 | 狩野川台風や集中豪雨などこれまでにたびたび受けた風水害や、発生が危惧されている東海地震、南海トラフの巨大地震などの大規模災害、地理的条件から地すべりやがけ崩れなど、市民の命と財産を脅かす自然災害に対して、総合的な防災・減災対策を推進します。

1) 地震・津波・火災に強いまちづくり

- 地震による倒壊防止と避難所としての機能の確保を図るため、公共施設の耐震化を計画的に進めるとともに、防災拠点・避難所としての機能を高めます。
- 「プロジェクトTOUKAI（東海・倒壊）-0」等の耐震補強推進事業の活用により、木造住宅等の耐震診断及び耐震化を促進します。また、転倒や倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去・改修を促進します。特に、建物の倒壊や延焼火災の危険性の高い木造住宅の密集地区においては、耐震化・不燃化を促進するとともに、道路や公園・広場等のオープンスペースを確保して、延焼の拡大を防止します。
- 山・がけ崩れの恐れがある箇所については、土砂災害危険箇所を示した防災マップ等や急傾斜地崩壊危険区域等に表示板を設置するなど、地域住民へ危険性を周知するとともに、急傾斜地崩壊対策事業や治山事業など、予防措置を促進します。
- 軟弱地盤が広く分布する地域や、地盤の液状化が予想される地域においては、地震による被害の可能性を周知するとともに、被害の軽減を図るため、必要な対策を講ずるよう指導するなど、対策を促進します。
- 土肥地区においては、高潮や津波への対策として景観に配慮した防波堤、陸閘、防潮堤などの漁港海岸保全施設の整備を進めるとともに、津波避難タワーの整備や、市民等の協力による津波避難ビルの指定などにより、津波避難施設を確保します。また、沿岸部の急傾斜地崩壊防止施設の整備とあわせた緊急的な津波避難地や津波避難路（避難階段等）の整備を促進します。
- 観光防災まちづくりの拠点的な施設である松原公園においては、観光交流機能も備えた津波避難複合施設を整備します。



急傾斜地崩壊対策事業



津波避難タワー（土肥こども園）

- 伊豆市全域を計画区域とした「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」に基づき、[環境]・[観光]・[防災]のバランスのとれたまちづくりを進めます。
- 大規模自然災害発生後に、地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、「伊豆市国土強靱化地域計画」に基づき、浸水による甚大被害想定地区での「事前復興計画」の検討を進めます。

2) 風水害に強いまちづくり

- 狩野川台風を契機に整備された狩野川放水路は、令和元年の台風19号においても整備効果が認められました。近年の記録的大雨の頻発とそれによる災害の激甚化に対し、河川管理者による河川改修や排水施設等の整備だけでなく、周辺地域における雨水流出抑制対策や浸水被害軽減対策と合わせた総合的な流域治水対策を推進します。
- 市街地・集落における洪水への安全性向上を図るため、主要公共施設や集落付近の未改修河川を優先し、計画的に河川改修を推進します。また、普通河川で防災上重要な河川を準用河川に指定し、河川台帳を整備することにより、計画的な河川の維持・管理を図ります。
- 修善寺地区の狩野川左岸（熊坂、瓜生野など）等に指定されている狩野川浸水想定区域や修善寺川の浸水想定区域については、洪水に備えた円滑かつ迅速な避難の確保のため、避難に必要な情報の周知を図るとともに、河川改修を促進します。
なお、人命と安全なまちづくりが第一との考えのもと、床上浸水や家屋の水没等が想定される区域においては、「伊豆市水害に備えた土地利用条例」に基づき建築や一定規模以上の開発行為等の施行に対し、防災対策を促進します。
- 市域の82%を占める森林は、間伐等による適切な管理により、森林が有する保水機能や土砂流出防止機能の維持を図るとともに、危険渓流からの土石流災害対策として砂防事業等を推進します。また、急傾斜地崩壊危険箇所についても、住民への周知に努めるとともに、崩壊危険区域の指定及び早期整備を推進します。
- 土砂災害の恐れがある箇所については、防災マップ等により周知するとともに、土砂災害（特別）警戒区域の順次指定により、開発を抑制し、土砂災害による被害の防止を図ります。

(2) 防災体制の強化・充実の方針

◆基本的な考え方◆

防災に対する備えと地域の防災力の充実 | 防災拠点や避難所等の整備や防災資機材の充実など、防災に対する備えの充実と、市民の防災意識の高揚や地域の自主防災力の強化・充実を図ります。

観光地としての防災対策の推進 | 修善寺等の各温泉場をはじめ、多くの観光施設、宿泊施設を有していることから、市民のみならず、来訪者も含めた防災対策を推進します。

1) 防災拠点及び避難所・避難路等の整備

- 災害時に応急活動の拠点となる市役所等の各庁舎については、各種の応急活動に対応できるよ

う、防災資機材の充実を図ります。また、防災行政無線のデジタル化を進めるとともに、迅速かつ正確な情報受伝達体制の整備を進め、コミュニティFM放送局を活用した防災情報の提供を行います。

- 災害時に広域避難所に指定されている小・中学校等の公共施設については、避難者の受入能力の確保を進めるとともに、防災資機材の充実を図ります。また、避難困難地区の解消や避難者の受入能力の増強など、避難人口の規模に応じた広域避難所や一次避難地の整備を図ります。
- 県道や伊豆縦貫自動車道に近接し、全市からのアクセスが良い日向地区に、広域的な防災拠点として防災公園及び防災倉庫を整備します。あわせて大平IC付近にごみ焼却場を整備し、災害時のごみ焼却にも対応します。
- 災害時における迅速な消火活動・救急活動を確保するため、緊急輸送路及び幹線避難路となる幹線道路の整備とネットワーク化を図るとともに、分断要素となる橋梁については、耐震診断等を行い、耐震化や落橋防止等の防災対策を進めます。
- 土肥・大藪地区など狭あい道路が多い集落地においては、避難経路における危険箇所の確認を行うとともに、避難路ネットワークを形成するための避難路の整備を進めます。
- 災害時の応急活動の円滑化や孤立することを防ぎ、緊急輸送、救援活動等において、空路を有効に利用するために、ヘリポート及びその付帯施設の整備を図ります。また、海路を利用するために、土肥港について防災港として災害に強い港湾の整備を図ります。



土肥防災ヘリポート

2) 地域の防災力の向上

- 防災マップ等を活用し、災害時の危険性が高い地域の情報や、災害時における避難方法など、災害・防災情報の的確な周知と防災意識の啓発に努めます。
- 災害発生時において、災害応急活動が円滑に行われるよう、地域の実態に応じた自主防災組織の体制を確立するとともに、東海地震や土砂災害、津波等の災害に対する効果的な防災訓練を実施することにより、市民一人ひとりの防災意識や防災知識を高め、地域の自主防災力の強化・充実を図ります。また、災害時要援護者の台帳の整備、更新をするなど、要援護者に対する的確な支援体制の確立に努めます。
- 温泉地などの多くの観光施設や宿泊施設を有しているため、耐震化を促進するとともに、来訪者等への災害・防災情報の提供・伝達や避難に関するホテル・旅館との連携体制づくりを推進します。



防災訓練

(3) 防犯まちづくりの推進

◆基本的な考え方◆

犯罪の防止と地域の防犯力の向上 | 防犯に配慮した市街地や住環境の整備を推進するとともに、市民の防犯意識の高揚や地域の防犯組織の育成など、地域の防犯力の向上を図ります。

- 道路や公園・広場などの公共空間については、犯罪の温床となりやすい場所を確認するとともに、街灯・防犯灯の設置や障害物の撤去、植栽等の配置の工夫などの改善により、防犯に配慮した都市基盤の整備を図ります。
- 地域安全推進員等の防犯団体と連携した防犯パトロールの強化など、地域のコミュニティを主体とした身近な防犯体制を確立し、防犯体制の強化を図り、地域防犯対策を推進します。

5-5 都市景観の基本方針

(1) 景観形成に関する基本的な方針

◆基本的な考え方◆

景観法を活用した景観まちづくりの推進 | 豊かな自然や歴史・文化など、人々の営みを背景に育まれてきた景観を本市及び地域の個性や魅力を増進、創出する大切な資源と捉え、景観法を活用した景観まちづくりを推進します。

- 豊かな自然環境や歴史・文化資源、伊豆市の顔となる都市景観など、本市の財産と人々の営みにより形成されている景観を大切な資源と捉え、本市及び地域の個性や魅力を増進、創出する景観まちづくりを推進します。
- 景観行政団体として、「伊豆市景観まちづくり計画」や「観光地エリア景観計画」などに基づき、伊豆市の魅力や個性を引き出す景観形成を図ります。

(2) もてなしの街並み景観の創出の方針

◆基本的な考え方◆

伊豆市ならではの景観の創出 | 市民や来訪者が「伊豆市といえば」イメージできる、伊豆市の顔となる、伊豆市ならではの景観を創出するとともに、伊豆市の魅力をアピールするため、地域の特徴を活かした景観を創出します。

1) 伊豆市の顔となる景観の創出

- 伊豆箱根鉄道駿豆線の修善寺駅とその周辺は、伊豆半島南部及び本市の玄関口であり、観光地としての本市を印象づける重要な役割を有するため、景観まちづくり重点地区を指定し、玄関口にふさわしい良好な景観の形成と活気やにぎわいの創出を推進します。
- 本市の代表的な観光資源である修善寺温泉場とその周辺は、修善寺温泉・桂谷地区の景観まちづくり計画に基づき、景観形成を推進します。桂川（修善寺川）の兩岸に軒を連ねる温泉宿と川や里山・竹林等の自然、修禅寺や独鈷の湯などの歴史・文化資源が一体となった情緒あふれる街並み景観の形成とともに、多くの来訪者が訪れる観光商業地としてにぎわいを創出します。
- 天城湯ヶ島の温泉地は、周辺の自然や歴史・文化資源等を活かした観光地として、湯ヶ島地区の景観まちづくり計画に基づき、井上靖著「しろばんば」に登場する「上の家」と合わせた森林管理署跡地の公園整備など、景観形成を推進します。



修善寺温泉場

- 海の玄関口である土肥港と土肥の温泉地については、周辺の海岸線や山並みと一体的に良好な街並み景観の創出を図り、景観まちづくり重点地区の指定を検討します。

2) 魅力ある市街地等の景観の形成

- 修善寺駅周辺の商業地や伊豆市役所、生きいきプラザ等の官公庁施設周辺については、本市の都市生活交流拠点として、魅力やにぎわいのある市街地景観の形成を図ります。
- 官公庁施設周辺などのランドマークとなる施設及びその周辺については、都市のイメージを形成する重要な役割を持つため、施設の修景的配慮とあわせて、緑地スペースの確保に努めるなど、周辺の環境整備を図ります。
- 住宅を主体とした市街地においては、ゆとりとうるおいのある良好な街並み景観を形成・創出するため、建築物の適切な設置誘導や、生け垣や庭木等による緑化を促進するなど、地区計画制度や建築協定等を活用した市民の自主的な活動を支援し、周辺環境と調和した落ち着いたある緑豊かな住宅地景観の形成・創出を図ります。
- 国道 136 号や国道 414 号などの幹線道路の沿線については、伊豆市を訪れる観光客等に伊豆市を印象づける重要な役割を有しているため、沿道の土地利用の適正な規制・誘導により幹線道路沿道の良好な街並みの形成を図ります。また、沿道の遊休地等を活用した花や緑の配置や、沿道の樹林地の適正な管理のほか、屋外広告物の適正な設置誘導・指導などにより、うるおいのある美しい道路・沿道景観の形成を図ります。

(3) 豊かな自然・歴史文化資源等を活かした景観の方針

◆基本的な考え方◆

豊かな自然資源を活かした景観の創出 | 天城山系や達磨山山系の山並み・狩野川等の河川・駿河湾を望む海岸線の豊かな自然資源を活かした景観の保全を図るとともに、富士山と大自然の眺望景観としての保全・活用や、それらを背景として営まれる農業や生活の場との調和を図ります。

豊かな歴史文化資源を活かした景観の創出 | 伊豆市の長い歴史を物語る豊かな歴史文化資源の維持を図るとともに、地域の個性を示す歴史文化景観として、また観光資源として活用を図りながら、次代へ継承していきます。

1) 自然・緑地等の景観の保全と活用

- 富士箱根伊豆国立公園に指定されている天城山系や達磨山山系の山並みとそこに広がる森林等の緑豊かな緑地景観は、本市の骨格を形成し、うるおいや安らぎをもたらす自然景観であるとともに、美しいスカイラインを形成する市街地及び集落地の背景として保全します。
- 市街地や集落地の背後に広がる里山等の緑地景観は、竹林などの適切な管理により、生活に身近な緑地として活用を図るとともに、市街地及び集落地にうるおいをもたらす美しい背景とし

て保全します。

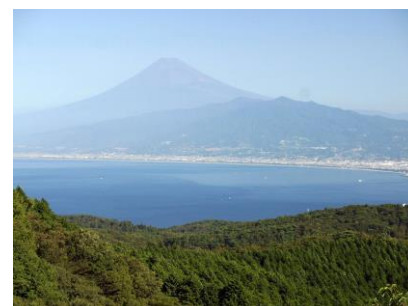
- 狩野川をはじめ、支流の修善寺川、大見川、船原川等のほか、山川などの河川は、生活に身近な水辺空間、癒しの場として活用を図るとともに、生活にうるおいをもたらす河川景観として保全します。
- 駿河湾に面する海岸線は、海辺の自然を親しむことのできる海洋レクリエーションの場として活用を図るとともに、駿河湾を望む海岸景観として保全します。
- 自然が生み出した重要な遺産として、「伊豆半島ジオパーク」のジオサイトとなっている浄蓮の滝や旭滝、達磨山などについては、貴重な自然景観として保全するとともに、景観スポットとして活用します。
- 伊豆市の美しい景観、豊かな自然環境、市民の安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和のため、太陽光発電設備等の適正な設置の規制誘導を図ります。

2) 農地等の景観の保全と活用

- 市街地や集落地の周辺に広がる農地景観は、生活に潤いをもたらすのどかな景観を創出しているため、適切に保全するとともに、農地景観と周辺の集落地の調和を図ります。
- 中山間地に見られるわさび田の農地景観は、本市を代表する農作物の営農風景であり、本市の特徴的な農地景観として保全します。
- 遊休農地の荒廃化などによる農地景観の悪化を防止するため、集約化による遊休農地の利用促進や、地域の特性を活かした体験農園等の開設など、遊休農地を活用します。

3) 眺望景観の保全と活用

- 伊豆スカイラインや西伊豆スカイライン（（一）船原西浦高原線及び（一）西天城高原線）は、富士山への良好な眺望景観や、周辺の大自然のパノラマ景観が得られる重要な眺望スポットとして、保全するとともに、景観に調和した道路景観の形成を図ります。
- 駿河湾と海に浮かぶ富士山を一望できる恋人岬は、重要な眺望スポットとして保全するとともに、多くの来訪者が訪れる観光地として、適切な維持・管理を図ります。
- 周辺の大自然の景観とともに富士山の眺望が得られる達磨山や西天城高原、丸野高原などのほか、海岸の景観とともに富士山の眺望が得られる八木沢海岸、恋人岬などについては、富士山への良好な眺望が得られる重要な眺望スポットとして保全するとともに、観光資源の1つとしてPRを図ります。



達磨山からの富士山眺望

4) 歴史的景観の保全

- 縄文時代の史跡である上白岩遺跡や、平安時代末期の武将たちの興亡の場となったことを示す彫刻等の文化財が納められた修禅寺などの寺社のほか、川端康成等の文人のゆかりの地に建てられた文学碑、伊豆最古の温泉である独鈷の湯など、本市の多くの歴史文化資源は、地域の個性を示す貴重な歴史的景観資源として、積極的に維持や修復を図るとともに、次代へ継承していきます。また、本市及び地域の観光資源として活用します。



独鈷の湯

都市景観の基本方針図

